

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館
【TEL】048-816-8866 【FAX】048-836-1113
【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/> 【Eメール】info@saitama-jichi.jp

5月29日に評議員会を開催—2017年度決算を認定・事業報告を承認 ・任期満了による評議員・理事・監事の改選も—全員留任・

5月15日に決算監査と理事会を開催し2017年度事業報告と決算を確認し、29日に評議員会を開催して事業報告を承認・決算が認定されました。また、任期満了による評議員・理事・監事の改選を行い全員が留任しました。

同日、開かれた理事会で改めて代表理事・常務理事の互選が行われ、浪江福治代表理事（理事長）、船橋延嘉常務理事が引き続きその任に当たることになりました。

決算・事業報告・役員等については当会ホームページで公開しております（上記）。ご覧ください。

公開セミナー（5・26）・埼玉保育集会（6・3）・西部地区自治研で考えたこと

5月後半から6月にかけていくつかのイベントに参加しました。5月26日には当センター主催の公開セミナー「保育園は誰のもの」（普光院亜紀氏の講演）を開催。5月30日には西部地区自治研の定例会で『学校の働き方改革』を学び、6月3日には「第20回埼玉保育集会」で子育て支援・保育事業に関する調査の報告を行いました。それぞれのイベントで考えたことを報告します。

公開セミナー「保育園は誰のもの」

開催時期（5月26日）が春の運動会シーズンなどとも重なり参加者が少なく大変残念な思いをしています。

講師の普光院亜紀さん（保育園を考える親の会代表）は講演の始めに氏が著した『保育園は誰のもの』の冒頭で紹介されている「Iさんの手記から」を朗読しました。内容は「長男は区立認可保育所に入れたが第2子は年度途中からということもあり認可保育所や評判のいい認証保育園すべてが満員で、認可外保育園に預けなければならなかった。しかし心配していたことが起こって、家から遠く離れた認可保育所が変わったが、遠く離れた2か所の保育園への送迎は厳しく、第3子の産休を機に家庭保育にした。」というものです。

今年も4月には多くのマスコミが「待機児童問題」を取り上げ、「保活」（保育園を探す事前の活動—この変換が一発で出てくることにも驚く）の厳しさや、認可保育所と認証保育所そして無認可の格差などについても論じられていました。そして保育事故に関してもちょうどこの時期に1年間の死亡事故件数などが報道されています。

普光院さんは子供の権利について世界人権宣言から国際人権規約、1989年の子どもの権利条約などと進展してきた過程を説明されました。

待機児童問題に関しては、既に20年を経過しても解決していないこと、現在の対策が「保育の質を犠牲にしたケチケチ対策」であることも指摘しました。ケチケチの内容として、面積基準の引き下げや、そのことによる詰め込み、

園庭がない保育所などを挙げて具体的に指摘しています。

また、保育士不足は保育の質に直結しますが、賃金改善と同時に人員増が必要との指摘もされました。普光院さんの試算によると保育士の年収を50万円引き上げるために必要な原資は1378億円で足りるということです。幼児教育無償化は8000億と言われているので可能な額ですと指摘しました。

加えて保育園はただ単に働く親のために保育に欠ける子どもだけでなく、その成長のために必要な子供に対しても開かれている必要があることも指摘されました。

最後に「子どもの権利の守り手としての保育園」は事業主体・そこで働く職員・通う親たち・地域・社会そして何よりも子供たちのものであることを確認して講演を終了しました。

公開セミナーの詳しい内容については、9月に発行予定の『埼玉自治研』に掲載する予定です。

実態調査の報告を保育集会で

6月3日の保育集会で実態調査の報告をしました。職種別集会としては20年続いていることと同時に毎年150人ほどの参加者がある集会であることに感動しました。

保育所関連では、やはり設置基準が緩和され待機児童対策として人口集中地区で小規模保育などがどんどん増えていることに危惧を覚えます。

私は毎朝、浦和の市街地で数人の保育士が20人程の小さな子供たちをカートに載せたり、歩かせたりして公園や県庁の広場に引率するのを見かけます。小規模保育所は認可施設ですが園庭がありません。かつては考えられない事態が起きているということです。

指定管理者制度はある面では有効な制度であるかもしれませんが。しかし、指定には期限があ

り、何よりも事業者を価格で競争させるため、保育士の労働条件を切り下げる圧力になっていきます。期限があるためキャリアを積むことは困難です。保育士のキャリアは質に直結すると考えるのですが皆さんはどう考えますか。

学童保育は、その成り立ちから保護者会運営であったところが多いのですが、今は市町村の事業です。市町村が責任主体として運営方針を決定し、財源の確保をする責任があります。指定管理者だから、委託だからとアンケートに無記入の市町村が相当数あったことは残念でなりません。

実に細かく働き方を分析・文科省次官通知

5月30日には西部地区自治研で学校の働き方改革について学習しました。その中で示された文科省の次官通知(18年2月9日)は学校の仕事を、①基本的には学校以外が担うべき業務(登下校に対する対応、学校徴収金の徴収・管理など)②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務(校内清掃・部活動など)③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務(給食時の対応、授業準備など)と分類検討して方向性を出しています。(突っ込み所はありますが)

これを見て、市町村の職場でも自分の仕事を職場毎に見直してみる必要性を痛感しました。その時に大切な視点は市民の期待に合致しているかということとそこの職員の働き方が人間らしく働けるかということです。そしてそういう考え方を身に付けられるのが「職場自治研」だということを変更して広めたいと思ったところです。

介護保険の負担と給付おおきな話題に

介護保険についても負担と給付についての報道がたくさんされています。6月22日東京新聞では「25年度には介護職員数地域で格差」の記事が1面トップでした。下の記事は21日の毎日新聞の1面トップ記事です。

低報酬介護——利用1割 軽度者対象、参入乏しく 毎日新聞 2018年6月21日

軽度者向け訪問・通所介護を巡る動き 低報酬介護の利用率別の自治体の割合

介護保険制度の訪問・通所介護で、介護の必要度が最も軽い要支援1、2(軽度者)に対し、市町

村が実施する新方式の利用率が、政令市など主要140自治体で約1割にとどまることが毎日新聞の全国調査で明らかになった。報酬が低いため事業者参入が乏しく、人材育成も進まず、体制が未整備だ。厚生労働省は「助け合う地域作り」のため新方式を始めたが、財務省は費用を抑え、介護の人材不足に備えるため、訪問・通所介護を使う全軽度者（約102万人）を新方式に移し、より重度の要介護1、2（約135万人）も移すことを来年度末までに決める案を5月にまとめた。受け皿のない移行は見直しが求められる。

政令市、東京23区、中核市など主要140自治体に今年2、3月、電話で調査した。新方式の訪問、通所介護の直近1カ月あたりの利用者数を聞き、新方式に取り組む直前の利用者数で割り「利用率」とした。

その結果、訪問介護（有効回答の97自治体）の利用率は平均13.8%。通所介護（同77自治体）は平均11.2%。訪問・通所介護全体で新方式前の利用者計約40万人に対し、新方式の利用者は約3万7000人。従来に比べ報酬は8割に至らず、事業者は1～3割しか参入していない。大手は新方式から撤退、中小も受け入れを制限する例があった。利用者の大半は従来報酬の介護を継続して受けている。

新方式の低報酬介護は、2025年に約33万人と見込まれる介護の担い手不足に備え、地域での「自助・共助」の助け合いに期待して、厚生労働省が主導し主な自治体が15年度から順次導入している。訪問介護では、簡単な研修を受けた高齢者ら地域住民が掃除や調理、買い物などの「生活援助」を担う。だが名古屋市など26自治体の追跡調査では研修修了者は平均23.4%しか担い手に回っていない。期待された元気な高齢者も、労働意欲は低調だ。

専門職のヘルパーではない地域住民が介護する想定で利用者にはリスクがあり、介護事業者は採算が合わない。利用側、提供側とも二の足を踏んでいる。だが、人手不足による介護保険制度の行き詰まりを懸念する財務省主計局は「利用率1割は確かに少ないが、（低報酬介護に）一斉に移行させる」と市町村に求めている。【斎藤義彦、稲田佳代】

抜本的な見直し必要

介護保険に詳しい結城康博・淑徳大学教授の話 調査で低報酬設定の制度の停滞は明白で、現状は失敗だ。要介護1、2の生活援助などをこの制度に移す財務省の主張はほぼ無理。抜本的な見直しが必要だ。

財務省の意向に厚労省や自治体当局・議会が徹底的に抵抗できるかが市民を守るカギになる

軽度者向け訪問・通所介護を巡る動き

※人数は2018年1月分



低報酬介護の利用率別の自治体の割合



四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。訪問介護は97自治体、通所介護は77自治体が対象。厚生労働省のガイドラインに基づくサービスを実施



土佐自治研

創ろう、市民自治の ゆたかな社会



2018年10月5(金)～7日(日)にかけて、高知県高知市で「第37回地方自治研究全国集会」を開催します。人口減少・少子高齢化などをはじめとした社会課題への対応、台頭するAI(人工知能)への対応が急務となる中で、今後公共サービスのあり方や地方自治はどう変化し、どう対応していくべきでしょうか。土佐の地に結集し、全国の事例を持ち寄って熱い議論を交わしましょう！

第37回地方自治研究全国集会 開催プログラム

土佐の地に学び、私たちの手で
自由・自治・幸福を作りだそう

1日目 10月5日(金)
全体集会
13:00～17:30
会場：高知県立県民体育館

記念講演
「自由・自治・幸福を追求するための社会システム・財政制度のあり方(仮)」

佐藤 滋さん
東北学院大学経済学部准教授

パネルディスカッション
「地域づくりは“あるもの探し”(仮)」
コーディネーター 佐藤 茂雄さん
(自治研中央推進委員)
×
パネリスト 自治体職員、地域づくり実践者等

2日目 10月6日(土)
テーマ別分科会
9:30～16:30
会場：高知市等の会場に分散

- 第1分科会** 自由は土佐の自治研より
- 第2分科会** まちの元気を語るかよ～町中と山山中の活性化～
- 第3分科会** どうする？ どうなる？ これからの自治体～地方創生政策と議会改革から考える～
- 第4分科会** “土佐さんぽ”～若者と考える自治体の未来～
- 第5分科会** 人口減少社会をどう生き抜くか？
- 第6分科会** 「ごめん(後免)」と「いーの(伊野)」で、みんなにやさしい公共交通
- 第7分科会** すべての人が共に暮らす社会づくり
- 第8分科会** 市民とともに「憲法」と「平和」を考える～“まち”がその気になれば、戦争だって、とめられる～(増波ブックレット「自治体の平和力」より)
- 第9分科会** 子どもと地域社会～子どもの居場所をつくるのは誰？～
- 第10分科会** みんなで支えあおう！地域包括ケアとコミュニティ
- 第11分科会** 自治研で探る「街中八景」
- 第12分科会** 新しい公共のあり方「住民協働」理想と現実
- 地元自治体企画(保楽町)** 「ふるさと」を次の世代へ～「犠牲者ゼロ」の防災まちづくり～

3日目 10月7日(日)
全体集会
9:00～11:40
会場：高知県立県民体育館

特別記念講演
「AIとこれからの公共サービス・まちづくりのあり方(仮)」

津田 大介さん
ジャーナリスト
メディア・アークティブリスト

参加申し込み受付中!
参加申し込み、お問い合わせは所属の組合まで。レポート・論文も大募集！ 自治に関わるレポート・論文を募集します。優秀賞は副賞3万円！自治研チャレンジサポート 自治研は地域のために活動したい組合員を応援します。あなたの企画アイデアをお寄せください。優秀企画賞には最高10万円の助成金が出ます。
くわしくは Facebookで

土佐自治研 検索

2年に一度の全国自治研(今年は土佐)
全国の仲間と交流・学習しよう
開催日は10月5日から7日まで
申し込みは7月10締切りです
開催内容は上記の「じちろう」新聞のとおり
全体集会と分科会で構成されています。
申し込み方法は 先月号に同封してある申込書を使って FAXでお申し込みください。
申し込み用紙のない方は、電話で問い合わせるか、住所・氏名・航空券を希望するかを書いて FAXで。048-836-1113
電話は048-816-8866

良い社会をつくる公共サービスを考える
7・13埼玉集会 7月13日浦和で
例年この時期に開催している標記集会を開催します。今年は「学校の働き方改革」について考えます。どんなに長時間働いても4%の手当(教職員調整額)だけで働かせ放題の教員の实態について一緒に考えましょう。
市町村でもサービス残業が横行している実態もあるようです。今国会の焦点になっている「高度プロフェッショナル」制度(残業代ゼロ法案)の先を行っていた教員の实態から理不尽な制度に怒りを共有しましょう。